

随意契約の理由書一覧 令和7年10月分

契約日	件 名	契約金額 (税込)円	契約業者名	工 期	随意契約理由 自治令第167条 の2第1項
10月1日	大田区休養村とうぶ誘導灯改修 その他工事	20,427,000	鹿島建物総合管理株式 会社	令和8年2月27日	2号
10月15日	馬込アートギャラリー外部階段 ルーバー設置その他工事	17,490,000	株式会社河津建設	令和8年1月16日	2号
10月22日	本庁舎中央エレベーター修繕部 品交換工事	15,510,000	東芝エレベータ株式会 社 東京支社	令和8年3月13日	2号
10月28日	大田区立石川台中学校校舎改築 事前工事	55,000,000	横山建設株式会社	令和8年3月19日	2号

※ 自治令第167条の2第1項第2号

契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

自治令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

自治令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき

自治令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

自治令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき